



福岡県医発第2234号（地）

平成26年11月11日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

エボラ出血熱への対応について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

エボラ出血熱への対応につきましては、平成26年8月22日付け福岡県医発第1468号（地）の文書等をもって逐次情報提供してきたところです。

本年10月24日に塩崎厚生労働大臣の強い意向により、日本医師会横倉義武会長が会談し、エボラ出血熱の国内発生の事態に備えて、両者が一致協力して対応していくことの確認がなされ、またその際、医療従事者の院内感染防止対策として、PPE（個人防護具）の備蓄、配布等について国として強力な支援をしていただくよう依頼がなされました。

先般、平成26年10月27日付け福岡県医発第2091号（地）にてご連絡いたしましたとおり、厚生労働省から示されていた「エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー（平成26年8月7日版）」が改訂されています。

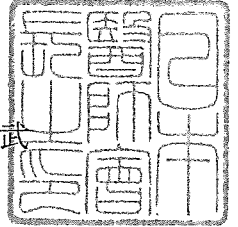
すなわち、万一検疫を通過してエボラ出血熱の疑い患者が一般の医療機関を受診した事態においては、これまでは必要に応じて当該医療機関で検体を採取することとしていたものを、当該医療機関では検体採取せず、発熱症状に加えギニア、リベリア、シエラレオネでの過去1ヶ月以内の滞在歴が確認された場合は「エボラ出血熱疑似症患者」として直ちに最寄りの保健所に届け出ることとし、保健所を経由して特定感染症指定医療機関または第一種感染症指定医療機関へ移送することとなりました。

今後も日本医師会では医療現場での混乱を極力避けるべく、厚生労働省との協議を重ねるとともに、国民の不安感を徒に煽ることがないように、引き続き迅速かつ正確な情報提供がなされます。その折には、貴会におかれましても本件につきましてご理解いただき、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。

日医発第 787 号 (地Ⅲ196)
平成 26 年 10 月 30 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武



エボラ出血熱への対応について

エボラ出血熱への対応につきましては、8月8日付(地Ⅲ107)文書をはじめとして、本会ホームページにエボラ出血熱に関する情報ページを設置するなど、逐次情報提供を行ってきたところです。

この間、10月24日には塩崎厚生労働大臣の強い意向により、本職が直接会談し、エボラ出血熱の国内発生の事態に備えて、両者が一致協力して対応していくことを確認いたしました。

また、その際に医療従事者の院内感染防止対策として、PPE(個人防護具)の備蓄、配布等について国として強力な支援を依頼いたしました。

この会談後には、同日付(地Ⅲ190)、10月27日付(地Ⅲ192)文書をもってご連絡申し上げましたとおり、厚生労働省から示されていた「エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(平成26年8月7日版)」が改訂されています。

すなわち、万一検疫を通過してエボラ出血熱の疑い患者が一般の医療機関を受診した事態においては、これまでは必要に応じ当該医療機関で検体を採取することとしていたものを、当該医療機関では検体採取はせず、発熱症状に加えギニア、リベリア、シエラレオネでの過去1か月以内の滞在歴が確認された場合は「エボラ出血熱疑似症患者」として直ちに最寄りの保健所に届け出ることとし、保健所を経由して特定感染症指定医療機関または第一種感染症指定医療機関へ移送することといたしました。

このように、医療現場での混乱を極力避けるべく、今後とも厚生労働省との協議を重ねるとともに、国民の不安感を徒に煽ることがないように、引き続き迅速かつ正確な情報提供に努めてまいる所存ですので、あらためてご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

